

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第57号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。			(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略			略		
鳥取県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号） <u>第36条第1項の規定による障害者計画の策定又は変更に関する知事の諮問に対する答申、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視並びにその施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申並びに知事に対する意見の具申並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第89条第6項の規定</u></u>	障がい福祉課	鳥取県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号） <u>第26条第2項の規定による障害者計画に関する事項の知事の諮問に対する答申並びに障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申並びに精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関しての知事に対する意見の具申並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123</u>	障がい福祉課

による障害福祉計画の策定又は変更に関する知事の諮問に対する答申に関する事務	号) <u>第89条第5項</u> の規定による障害福祉計画の策定又は変更に関する知事の諮問に対する答申に関する事務
略	略
略	略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 「第89条第5項」を「第89条第6項」に改める改正規定 平成24年4月1日

(2) 次項の規定 公布の日

(経過措置)

2 この規則の公布の日から施行の日までの間における改正前の鳥取県行政組織規則の規定の適用については、同規則第18条の表鳥取県障害者施策推進協議会の項中「第26条第2項」とあるのは、「第34条第2項」とする。